

京都市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年7月14日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

#### 京都市教育委員会規則第5号

京都市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会傍聴人規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項を削り、同条第2項中「会議開催予定時刻」を「会議の開会予定時刻」に、「別記様式の傍聴人名簿」を「傍聴人名簿（別記様式）」に改め、同項を同条第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

2 傍聴人の定員は、6人とする。

第1条第3項中「第1項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、委員長は、傍聴しようとする者が6人を超える場合において、必要があると認めるときは、定員を12人とすることができる。

第2条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「めいていしている」を「酒気を帯びている」に改める。

第3条第2号中「又は拍手等」を「，拍手等」に改め、同条第4号中「前各号」の右に「に掲げるもの」を加え、「挙動」を「行為」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「又は」を「，又は」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(4) 飲食又は喫煙をすること。

第5条中「命ずる」を「命じる」に改める。

第6条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第7条中「前各条」の右に「に定めるもの」を加える。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)